

# 第1編 総論

## 第1章 基本計画策定にあたって

### 1 計画策定の目的

一般廃棄物の処理は、市民生活と深く係わる環境衛生上の課題であると同時に、地球規模の環境改善にも大きく貢献することでもあります。

国は、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とした「環境への負荷が少ない循環型社会」形成の法体系を構築し、廃棄物の減量化の方針や計画を示しています。

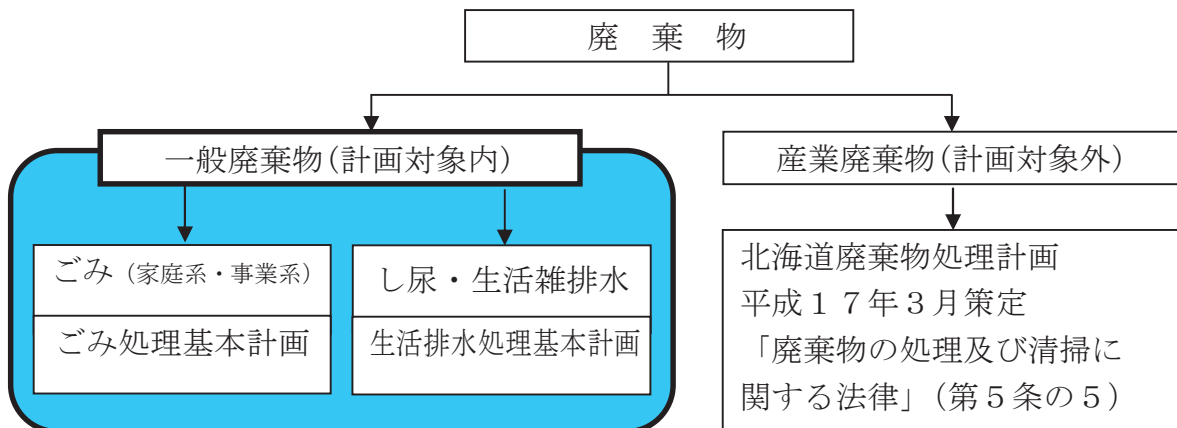
そのような背景を踏まえ、本市は、循環型社会の形成の視点から、「みんなでごみの減量化に挑戦」をスローガンに生活排水処理を合わせた「北見市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

### 2 計画の対象範囲

本計画では一般廃棄物を対象とし、計画内容を「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」とに分けて策定しています。

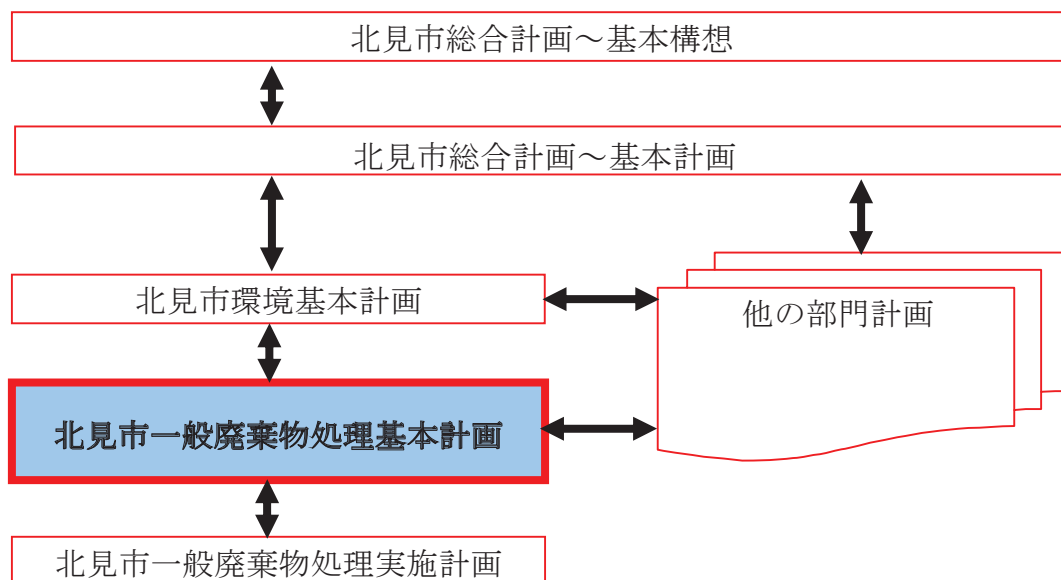
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）においては、廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油」などと規定しており、その廃棄物は処理責任の体系から、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分類されています。そのうち事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類などを「産業廃棄物」、それら以外の廃棄物を「一般廃棄物」と定義しています。

一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物とからなっていますが、し尿を除くそれらの廃棄物を「ごみ」として取り扱っていることから、本計画においては家庭から排出されるし尿を除く廃棄物を「家庭系ごみ」、事業所から排出されるし尿を除く廃棄物を「事業系ごみ」と呼称しています。



### 3 計画の位置づけ

本計画では、市のまちづくりの基本方針を示した「北見市総合計画」や「北見市環境基本計画」などとの整合性を図りながら、一般廃棄物の減量化と適正な処理とを進めるために必要な基本的事項を定めています。



### 4 計画の期間

本計画の期間については、平成21年度から30年度までの10年間とします。また、平成25年度の中間目標年度または目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ、見直しを行います。

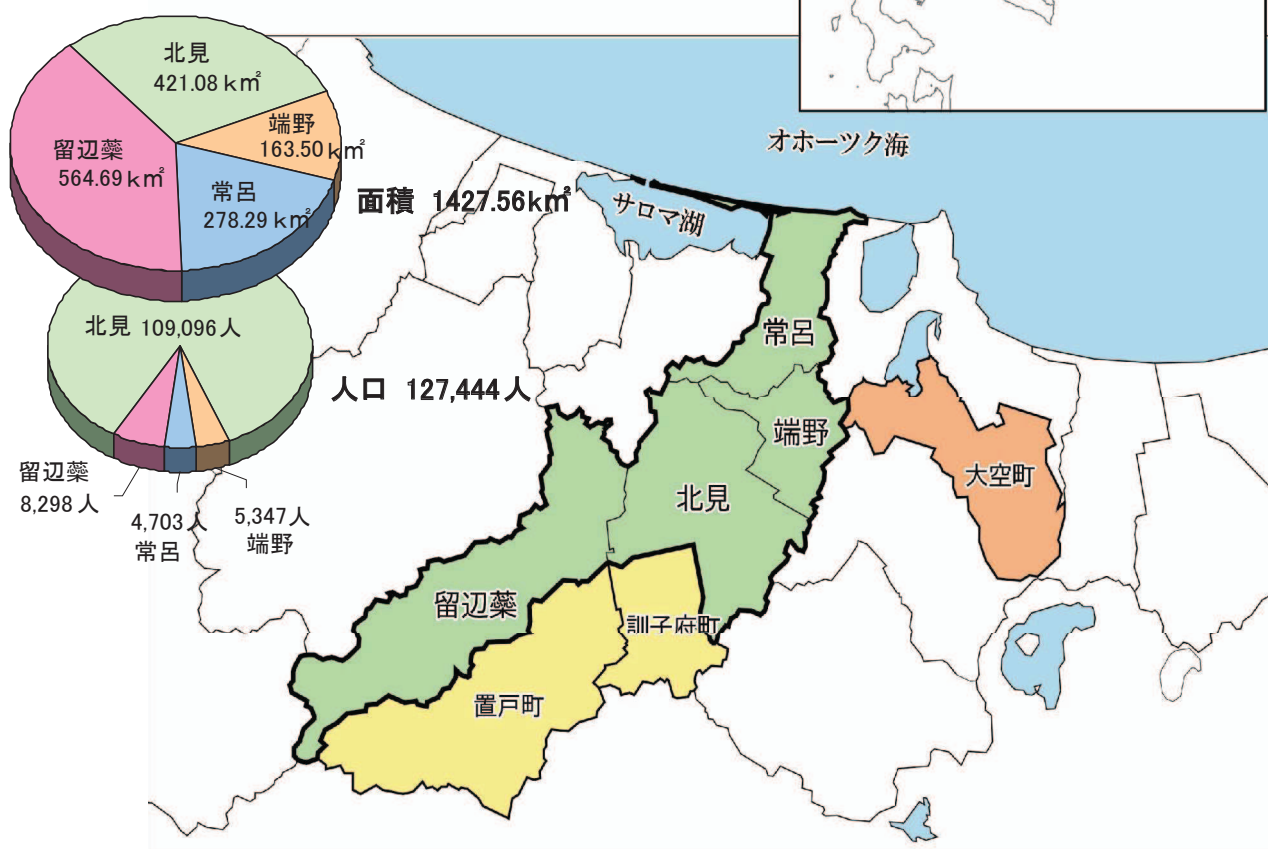
年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
内容	計画期間									
	計画開始年度				見直し	中間目標年度				見直し

## 5 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域の全域及び広域処理対象区域とします。ごみ及び生活排水処理の推進にあたっては、北見自治区（以下「北見」という。）、端野自治区（以下「端野」という。）、常呂自治区（以下「常呂」という。）、留辺蘂自治区（以下「留辺蘂」という。）の4自治区間の連携を図って進めます。

また、ごみの広域処理の対象区域は、訓子府町、置戸町（燃やすごみと資源ごみの一部を本市で処理）及び大空町（常呂の燃やすごみを処理）とし、生活排水の対象区域は、訓子府町、置戸町（し尿と浄化槽汚泥を本市で処理）です。

なお、広域処理区域を除く対象区域の面積、人口などは下表のとおりです。



各自治区の面積、人口、世帯数

自治区名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)
北見	421.08	109,096	50,956
端野	163.50	5,347	1,965
常呂	278.29	4,703	1,846
留辺蘂	564.69	8,298	3,773
合計	1,427.56	127,444	58,540

※人口・世帯数：住民基本台帳人口（平成19年9月末現在）

## 6 合併後におけるごみ処理関連の調整方針

平成18年3月の合併時に旧市町において、内容に違いがある住民サービスや行政制度をはじめとする全ての事務事業の調整方針が示されました。ごみ処理に係る調整方針は下の表の通りです。今回は、この調整方針を踏まえて基本計画を作成しています。

事務事業名	調整区分	調整方針
廃棄物処理計画	合併後に再編	現計画は、新市に引き継ぐものとし、新市の廃棄物処理計画は、審議会に諮り、合併後3年を目途に計画を樹立する。
中間処理及び最終処分	合併後に再編	1市3町の中間処理及び最終処分は、現状の形で継続する。 各自治体で有しているリサイクルセンターを活用し、処理した製品を一箇所に集め、協会に搬送を依頼する。 また、現在使用している施設・機器が利用できなくなった段階において、随時集約し一元化を図る。(留辺薬町についても、同様に処理する。)
ごみ処理施設の整備	合併後に再編	1市3町の各中間処理施設及び最終処分施設は、継続して利用することとし、利用できなくなった段階において、随時集約し一元化を図り、新市のごみ処理基本計画に基づき、焼却炉を含む各施設の整備を行う。(常呂町及び留辺薬町の広域処理施設についても、同様とする。)
ごみの収集・運搬方法	合併後に再編	処理区域、収集運搬体制については、ごみ処理基本計画策定の中で、3年を目途に再編する。
分別方法	合併後に再編	収集及び処理施設の調整が必要であることから、当面、各市町現状の分別方法を行い、生ごみ、廃プラスチック等の再生、資源化等有効利用を図り、処理施設の状況及び新市のごみ処理基本計画の策定を勘案しながら再編する。

## 第2章 基本計画の進捗状況の管理

### 1 計画の点検・評価・見直しとその情報公開

本計画の確実な達成を図るために、毎年度実施計画(PPLAN)を作成し、その実施(DO)結果及び進捗状況を点検・評価(CHECK)し、改善・見直し(ACTION)を行います。また、社会状況や止むを得ない理由から、その進捗状況に遅れが生じた場合には、次年度の関連施策を強化することによってフォローアップします。さらに、本計画については、平成25年度又は社会状況に大きな変化が起こった場合に、その内容について改善・見直しを行います。

なお、毎年度の実施計画や本計画の変更については、その都度、北見市のホームページなどに公開いたします。

#### 計画の点検・評価・見直しによる管理

